児童手当を受給している皆さんへ

現況の確認にご協力を

児童手当現況届の提出が必要な人には、6月支給の児童手当振込通知と一緒に案内文書を郵送します。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。

※提出しないと6月分以降の手当が受けられませんのでご注意を。

▼現況届の提出が必要な人

①里親
②児童と同居していない人
③配偶者と離婚協議中で、児童と同居しているために受給者として認定を受けた人
④無戸籍の児童を養育している人
⑤町が現況届の提出が必要と判断した人

◉次のような変更があれば届け出を

1 町外に住民票がある児童や配偶者の住所・氏名に変更があった場合
2 受給者が結婚または離婚をした場合
3 離婚協議中に受給者の認定を受け、その後離婚が成立した場合
4 受給者の健康保険証が変わった場合（被用者・非被用者の区分が変わった場合）

問 子育て支援課児童福祉係　☎985―4114

松前町高齢者福祉計画を策定しました

令和6年度から8年度までを計画期間とする、松前町高齢者福祉計画（第9期介護保険事業計画）を策定しました。この計画は、高齢者とその家族のニーズや地域が抱える課題を反映し、高齢者が自分らしく生き生きと地域の中で共に暮らせるまちづくりを目指して策定したものです。本計画に基づき、介護サービスの質の向上などに取り組んでいきます。詳しくは町ホームページをご覧ください。

問 保険課介護保険係　☎985―4115
福祉課地域包括支援センター係　☎985―4205

プラス400円の付加年金制度

国民年金を増やしませんか

農業や自営業などの国民年金第1号被保険者と65歳未満の任意加入保険者は、月額1万6980円の保険料に400円の付加保険料を追加して納付すると、将来受け取る年金額を増やすことができます。

▼受給額（年額）
200円×付加保険料を納付した月数分が毎年上乗せされます。

▼2年以上でお得
付加年金制度は、2年以上受給すると支払った額以上の付加年金が受給できてお得です。ただし、国民年金基金加入者や会社員の妻などの第3号被保険者は納付することができません。

▼申し込み方法
年金手帳（または納付書）かマイナンバーが分かるものを持参して手続きをしてください。

▼申込先・問い合わせ
町民課住民係　☎985―4106
松山西年金事務所国民年金課　☎925―5105

第74回　社会を明るくする運動松前町大会

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない社会を築こうとする全国的な運動です。

▼日時
7月5日（金）15時～

▼場所
文化センター　広域学習ホール

※記念講演の講師や内容などは、決まり次第町ホームページでお知らせします。

問 福祉課障がい福祉係　☎985―4155

医療費助成の更新

◉ひとり親家庭医療費（申請での更新）
◉重度心身障がい者医療費（自動更新）

現在の受給者証の有効期限は6月30日（日）です。次の要領で、受給者証の更新を行います。

【ひとり親家庭医療費助成】
更新には手続きが必要です。5月中旬に発送した案内文書を確認し、忘れずに手続きをしてください。前年の所得に対して所得税が課税されている場合は、7月1日以降の受給資格が認められない場合がありますのでご了承ください。

※所得更正により、年度途中で該当年度をさかのぼって資格喪失となった場合は、それまでに助成していた医療費の返還が必要になります。

問 子育て支援課児童福祉係　☎985―4114

【重度心身障がい者医療費助成】
更新の手続きは必要ありません。新しい受給者証を6月中旬ごろに送付します。6月末までに届かない場合は、お問い合わせください。

問 福祉課障がい福祉係　☎985―4112

24時間いつでも申し込み可能

個別健診のウェブ予約が始まります

6月1日から、個別健診のウェブ予約が可能になります。集団健診もこれまで同様にウェブ予約可能です。

▼対象者
松前町国民健康保険、愛媛県後期高齢者医療保険に加入している人

▼予約方法
次のQRコードから健診予約サイトにアクセスし、希望日や医療機関などを選択する。

▼注意事項
・松前町内、伊予市内の医療機関が対象です。
・ウェブ予約に対応している医療機関のみ表示されます。

問 健康課健康増進係　☎985―4118

75歳以上の皆さんへ

歯科口腔健診を受けましょう

お口の健康は、おいしい食事、楽しい会話はもちろんのこと、全身の健康にもつながります。この機会にぜひ歯科口腔健康診査を受診しましょう。

▼対象者
愛媛県後期高齢者医療保険に加入している人

※6カ月以上継続して入院している人、障がい者支援施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・介護保険施設に入所（居）している人は対象外

▼費用　無料（年度で1回限り）

▼期間　6月1日（土）～令和7年2月28日（金）

▼受診方法　電話か窓口で申し込んでください。確認後、クーポン券、受診票などを送ります。その後、希望する登録歯科医院に予約の上受診してください。

▼申込先・問い合わせ
愛媛県後期高齢者医療広域連合　☎911―7739
健康課健康増進係　☎985―4118

不安や悩みは専門家に相談を

本人だけでなく家族も相談できます。ぜひ気軽に利用してください。

【1こころの健康相談（個別相談）】
▼相談日　6月20日（木）
▼相談時間　①9時～10時、②10時～11時、③11時～12時
※1回1時間程度で予約制
▼相談員　臨床心理士
▼予約方法
電話か、下のQRコードからウェブ予約

【2よろず相談（相談会）】
▼相談日　6月13日（木）※予約不要
▼相談時間　13時30分～16時30分
▼相談員　司法書士、介護支援専門員、社会福祉士、保健師など

【1 2共通】
▼場所　総合福祉センター
※7月以降の日程は、広報まさきお役立ちカレンダーで確認を。
▼申込先・問い合わせ
健康課健康増進係　☎985―4118

ペアレント・メンターCafeを開催します

お子さんのことをペアレント・メンターに相談しませんか。秘密は守りますので、安心してご相談ください。

◉**ペアレント・メンターって？**
発達障がいのある子どもの子育ての経験を生かして、同じような子どもを持つ親に対し、悩みを聞いて共感したり、情報提供を行ったりします。相談支援に関するトレーニングも受けています。

▼**日時**　6月23日(日)10時～12時
▼**場所**　福祉センター2階集会室
▼**対象**　発達障がい（診断を受けていない場合も含む）のある子どもの親
※子どもの年齢制限はありません。
▼**内容**　グループでの相談会
▼**定員**　5人
▼**費用**　無料
▼**申し込み方法**　電話申し込み
▼**締め切り**　6月13日（木）
▼**申込先・問い合わせ**
福祉課障がい福祉係
☎985―4112

子どもから大人まで！みんなで楽しくホッケーしよう

第2回エンジョイホッケー大会を開催します

安全なウレタン製のスティックとプラスチックのボールを使った「エンジョイホッケー」を体験してみませんか。初心者大歓迎です。

▼**日時**　6月29日（土）9時～12時
▼**場所**　松前町国体記念ホッケー公園　ホッケー場
▼**種別**
①エンジョイの部（ホッケー経験者を含むチーム）②ファミリーの部（ホッケー経験者を含まないチーム）

▼**参加方法**　3～5人一組で町ホームページ（次のQRコード）から申し込む。
▼**申し込み期限**　6月16日（日）
▼**申込先・問い合わせ**
社会教育課ホッケー係
☎985―4142

松前の防災力

危機管理課危機管理係
☎　989-5103
FAX 984-6272

風水害に備えて

水防工法訓練を行いました

松前町公式防災フェイスブックページ

「令和６年度松前町消防団・自主防災組織合同水防工法訓練」は５月19日、徳丸の二輪車公園西にある重信川左岸堤防で行われ、消防団、自主防災組織や松前消防署などから約300人が参加しました。

川が増水しやすい時期に、風水害による被害を最小限に食い止めるため行われる同訓練。自主防災会の皆さんは、まず土のうを作り、それらを積み重ねてブルーシートで覆うことで、急速な増水による浸水を防ぐ工法などを実践。消防団の皆さんは、河川の増水により堤防が決壊する恐れがある場合を想定して、月の輪工法や改良積み土のう工法という河川の堤防決壊を防ぐ訓練を実施。参加者は防災への意識を高めていました。

1　月の輪工法の訓練を行う消防団員
2　ロープ結索を練習する参加者

納め方を確認しましょう

町県民税の納税方法をお知らせします

▼**給与からの特別徴収**　事業主が従業員の毎月の給与から天引き
【対象者】前年中に給与の支払いを受け、令和6年4月1日に事業所に在籍している人
【税額】給与支払者を通じ、特別徴収税額通知書で5月にお知らせ
▼**年金からの特別徴収**　公的年金支払者が受給者の年金から天引き
【対象者】前年中に公的年金などの支払いを受け、6年4月1日に年金の受給権がある65歳以上の人（昭和33年4月3日～34年4月2日生まれの人は10月支払い分から天引き）
【税額】納税通知書で6月にお知らせ
▼**普通徴収（納付書または口座振替）**
特別徴収以外の人が、町から送付する納付書か口座振替により年4回で納めます。
【税額】納税通知書で6月にお知らせ
※収入の種類により、複数の納税方法が併用されます。
問税務課町民税係
☎985―4110

固定資産の現地調査にご協力を

町は、固定資産税の適正な課税を行うことを目的に、現地調査を行っています。現地調査とは、町内の土地の状況（田、畑、宅地、雑種地など）や家屋の状況（新築、増築、取り壊しなど）を調査することです。調査を行う町の職員が、使用状況などを質問することもあります。

◉**次のような変更があればご連絡を**
①土地の使用状況を変更した場合
②家屋を新築・増築・取り壊した場合（年内に松山地方法務局で登記を行う場合は必要ありません）
③家屋の用途を変更した場合（店舗から住宅に変更した場合など）
④災害などの理由で家屋が滅失・破損した場合
問税務課資産税係
☎985―4111

たいせつに　みずはみんなの　たからもの

6月1日～7日 水道週間

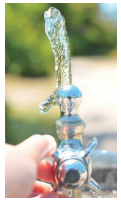

水は限りある資源です。暮らしの中で水の使い方に無駄がないか見直してみましょう。

水を大切に

◉歯磨き　水を流したまま磨くと30秒間で約6リットルの水を使います。コップにくめば約0.6リットルで済みます。
◉お風呂　シャワーを1分間出しっぱなしにすると、10～12リットルの水を使います。小まめに止めるなど、無駄遣いしないようにしましょう。
◉洗濯　お風呂の残り湯を使いましょう。温かい水なら洗浄効果も高まります。残り湯は、庭木の水やりや、水まきにも利用できます。
◉洗車　ホースを使って洗車した場合、20分で約240リットルの水を使います。バケツにくめば約30リットルで済みます。

漏水していませんか

使用水量が多いと思ったら、漏水しているかもしれません。次のように調べてみましょう。
①家の蛇口を全部閉める。
②水道メーターのパイロットが回っていないか確認。少しでも回っていたら漏水の疑いがあります。

※ 宅内の漏水修理は個人負担となりますので、町指定給水装置工事事業者か修理センター（☎984-6569）へ直接依頼してください。その他、不明な点は下記にお問い合わせください。
問上下水道課業務係 ☎985-4126